

2025年9月12日

各位

株式会社 大垣共立銀行

## 貸金庫規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るべく、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示されるとともに、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当社では、以下のとおり各種貸金庫規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

### 記

#### 1. 改定の対象となる規定

- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定
- ・手のひら認証全自動貸金庫規定
- ・手のひら貸金庫規定

#### 2. 主な改定内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）に書面等で申告いただくこと 等  
詳細はページ下部の新旧対照表をご参照ください。

#### 3. 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている  
銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））  
詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

#### 4. 改定日

2026年4月1日（水）

## 5. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回、ご来店時に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- (2) なお、2.(2)に記載の書面につきましては、来年1月頃にかけて順次、お届けいただいている住所あてに郵送等させていただきます。

以 上